

この基準は、評価方法基準第5の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に定められている等級2の基準であり、数百年に一度程度発生する地震による力の1.25倍の力に対して、倒壊、崩壊しない程度を想定しているものです。具体的には「限界耐力計算による場合」、「保有水平耐力計算等による場合」のいずれかの確認方法、または、「階数が2以下の木造の建築物における基準」、「枠組壁工法の建築物における基準」、「丸太組構法の建築物における基準」のいずれかに適合することが必要です。

（参考）階数が2以下の木造の建築物における基準の概要

（1）壁量の確保

- ・耐力壁および準耐力壁等の長さに壁倍率をかけた各階の壁量の合計は、地域や屋根の仕様や上下階の床面積等に応じて必要となる壁量以上とします。
- ・壁量を確認するためには、計算が必要です。

（2）耐力壁線間の距離

- ・筋かいを用いた耐力壁線（外壁または建物内部で長さが一定以上である耐力壁の線をいう。以下同じ。）の相互の間隔は、各階の張り間方向およびけた行方向において、8m以下（筋かいを含まない耐力壁のみを用いる場合は12m以下）とします。

（3）床組等の強さ

- ・耐力壁線で挟まれる各階の床の床組または屋根の小屋組および屋根面（以下「床組等」という。）の床倍率は、床や屋根の平面形状や耐力壁との位置関係に応じて必要となる床倍率以上とします。
- ・床倍率を確認するためには、計算が必要です。

（4）接合部の強さ

- ・胴差の仕口の接合方法は、通し柱との接合条件ごとに定められた仕様とします。
- ・床組等の建物外周部分の接合部倍率は、床倍率を基に横架材にかかる引き抜き力に応じて算出した接合部倍率以上とします。
- ・接合部倍率を確認するためには、計算が必要です。

（5）小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量および間隔

- ・鉛直荷重が上部構造および基礎を通じて適切に力が地盤に伝わるために必要となる横架材の間隔・断面寸法等および基礎の間隔・断面寸法・配筋量等を設定します。
- ・水平荷重作用時の引張り力に対する基礎部分の耐力が十分となる基礎の間隔・断面寸法・配筋量等を設定します。
- ・横架材の間隔・断面寸法等および基礎の間隔・断面寸法・配筋量等の設定には、構造計算または構造計算結果に基づくスパン表での確認が必要です。

（6）構造強度

- ・建築基準法施行令第3章第1節から第3節まで（令第39条を除く。）の規定に適合するものとします。